

令和7年11月27日

長野県知事 阿部守一様

「人権尊重の社会づくり条例」に関する提言書

新政策議員団

1. 提言の趣旨

本提言書は、長野県が制定を検討している「人権尊重の社会づくり条例」について、会派としてこれまで継続的に実施してきた勉強会（ジェンダー、教育、災害対応、ビジネスと人権、サイバー犯罪、人権制度全般）で得られた知見を踏まえ、条例に求めるべき基本的な方向性を取りまとめたものであります。

本条例が目指すべき姿は、理念を掲げるだけでなく、県民一人ひとりの尊厳が尊重され、必要なときに相談しやすく適切な支援に繋がる条例とすることです。そのためには、県民に分かりやすい制度設計と「実効性」を伴う体制、そして運用の「透明性」と「公平性」に配慮しながら制度設計を進めることが重要です。

県民の暮らしに寄り添い、人権概念が過度に広く解釈されることを避け、行政の介入が不需要に広がらないように配慮しつつ、人権を実質的に守る制度として機能する条例を目指す観点から、以下のとおり提言いたします。

2. 基本姿勢として求める事項

（1）理念と実効性の両立

人権は「思いやり」や「わがまま」とは異なり、権力関係や社会構造の中で不利な立場に置かれやすい人を守るために制度的な仕組みであります。そのため、理念の羅列や抽象的な標語にとどまることなく、県民が必要なときに相談しやすく、適切な支援に繋がる環境や制度設計が求められます。

同時に、規制が必要以上に強まることで、公共の場での行動や表現が過度に制約され、県民が日常生活で萎縮するような事態を生じさせないよう配慮することも重要です。公共の場は、多様な価値観や生活スタイルをもつ県民がともに利用する場所であり、一定の相互理解と寛容を前提とした自由が尊重される必要があります。そのため、理念と現場の感覚のバランスをとりながら制度設計を進める姿勢が求められます。

（2）人権同士の調整の明確化

現代社会においては、個人の権利と権利が衝突する場面が少なくありません。

公共の福祉の名のもとに無限定に権利制限を正当化することは避けるべきですが、他方で「すべての権利が無限に主張できる」と受け取られる条例は、社会の混乱を招きかねません。

県は、

- ・権利相互の調整原理
- ・行政が介入できる範囲とその限界

- ・保護の名による過度の干渉を避ける考え方
- を整理した上で、これらの視点の相互のバランスを条例全体の基盤に据える必要があります。

3. 制度構築に関する提言

(1) 人権オンブズパーソン制度の整備

県が相談機能と救済機能の双方を強化するため設置する予定のオンブズパーソン制度は条例の中核的役割を担うものとなります。制度設計にあたっては、以下の点を明確にする必要があります。

- **独立性の確保**：調査、意見表明、勧告などを独立して行える立場とすること。
- **アクセスのしやすさ**：既存の相談窓口との関係を整理した上で、
 - ・一本化方式とするのか、
 - ・オンブズパーソンを独立窓口として位置付けるのか、
 - といった相談ルートを県民に分かりやすく示すこと。
- **迅速性の確保**：審査会方式では時間を要する傾向があるため、人権侵害の性質に応じた迅速な対応が可能となる事務体制を整えること。
- **透明性の確保**：活動状況を年次報告として公表し、県議会にも定期的に報告すること。
- **第三者評価の導入**：運用の公正性を確保するため、定期的な外部評価または監査機能を設けること。

県が「相談を外部に丸投げした」と受け取られないよう、県自身の責務と役割を明確にした上で、独立した救済機能の実効性を確保することが重要であると考えます。

(2) 市町村との協議の枠組み

松本市をはじめ、既に独自の人権施策を有する自治体との重複や齟齬が生じないよう、県が調整の枠組みを明確に定めることが求められます。

(3) 用語・定義の明確化（特に「ハラスメント」）

ハラスメントは社会に広く浸透した概念である一方、その定義が広く、軽微な不快行為まで含むものと受け止められるおそれがあります。

ハラスメントという文言を条例に規定する場合には、行為の反復性や相手方との関係性、行為が生活・学習・就労環境に及ぼす影響など、総合的に判断されるべき概念であり、行政運

用が恣意的にならないよう、定義を明確にしたり、「人格権侵害」「安全配慮義務違反」といったこれまで用いられてきた概念を用いたりするなど、基本的な考え方を整理することが必要です。

4. 分野別の提言

(1) 親密な関係におけるDV防止

親密な関係におけるDVは、「力と支配の構造」の中で生じる人権侵害であり、被害者支援と加害者プログラムの双方において、内容の質と適正性を担保する仕組みが不可欠です。

とりわけジェンダーや性的マイノリティの当事者が抱える特有の課題にも十分に配慮し、多様性を尊重した支援体系を整備することが求められます。

(2) 教育と人権

人権教育は、学校現場にとどまらず、家庭、地域、企業、デジタル空間など、あらゆる生活領域で実施されるべきものです。

特に以下の点を強化する必要があります。

- ・県民相互の尊厳理解の促進と加害抑止
- ・児童生徒に対する情報リテラシー教育の強化
- ・SNS利用に関する教材整備と教職員研修の拡充
- ・専門性確保のための外部専門機関や民間団体との連携

県が適切と認める団体・機関と協働し、教材開発や研修のアウトソースを進めることで、質を高め効率的な教育を実現することが期待されます。

(3) 部落差別（同和問題）

部落差別は、歴史・社会構造・地域性が複合的に影響する深刻な人権課題であり、歴史的経緯と社会的背景の正しい理解に基づいた教育と啓発が不可欠です。

- ・歴史的背景や現状を正しく学び、差別のない社会づくりに資する体系的学習の充実・強化に努めること。（教職員研修を含む）
- ・インターネット上で出身地特定など差別的情報が拡散された場合、迅速かつ毅然とした削除要請・対応ができる体制を整備すること。

(4) 災害と人権

災害時には、避難所環境や物資配分など、多様な人権課題が生じます。

- 災害発生時の人権侵害の防止のみならず、被災者が尊厳をもって暮らしを再建できるよう、女性、障がい者、子ども、外国人、ペット飼育者など多様な立場に配慮した支援体制の構築を行うこと。
- 避難所におけるプライバシー確保、性暴力防止、風説被害の抑止など、災害時の独自の人権課題を整理すること。
- 避難所運営や物資配分において、ジェンダーや多様性の視点に基づくガイドライン整備を進めること。

災害時こそ、人の尊厳が守られる体制を自治体として整備していく必要があります。また、県が人権を保護する責務を果たすべき場面として、県の役割規定を強化すべきだと考えます。

(5) ビジネスと人権

外国人労働者の増加も見据え、中小企業が過度な負担を抱えることのないよう配慮しながら、

- 人権デューデリジェンスの普及
- 相談窓口の設置
- 企業支援策、情報公開やガイドラインの整備

を進めることができます。

また、人権配慮企業認定など、インセンティブを通じた促進策の導入も有効であると考えます。

(6) インターネット上の人権保護（AI時代への対応含む）

誹謗中傷や偽情報の拡散は深刻化しており、自治体としても対応強化が求められます。

ただし、独自の削除権限を拡大することは表現の自由との衝突を引き起こすため慎重な検討が必要であり、誹謗中傷に対する削除要請を行う際の”判断根拠の明確化”が求められます。

加えて、近年急速に発展する生成AIの普及により、

- 虚偽情報の自動生成

- なりすまし
- 差別的表現の拡散
- 深刻なプライバシー侵害

が新たな課題として顕在化しています。

AI利用が県民の人権侵害につながらないよう、AI時代特有の人権リスクに対する警鐘と、県としての基本的な対応方針を示すことを提案します。

5. 人権政策推進基本方針の運用

県が策定する「人権政策推進基本方針」については、

- 施策の実施状況を毎年度県議会へ報告
- 県民への公表
- 成果指標等を用いた検証可能な評価

を義務化することが望されます。

6. 条例全体に求める方向性

- オンブズパーソン制度、関係機関、そして各分野の人権施策を相互に連動する形で整理し、全体として矛盾のない一貫した構造をもつ条例体系とすること。
- 公共の福祉、権利相互の調整、行政が介入できる範囲とその限界といった基本原理を条例全体の基盤に据えること。
- AI社会・デジタル社会の進展も踏まえ、時代に即した人権保護の視点を明確に示すこと。

7. 結びに

本提言書は、県民の尊厳、多様性、共生の理念を支える条例とするために、実効性・公平性・透明性を備えた制度設計を求めるものであります。

人権侵害を受けた県民が「相談すれば必ず道が開ける」と感じられる条例となるよう、以上の提言を踏まえ、県において丁寧な検討が進められることを強く期待いたします。